

家畜保健衛生だより

令和4年度 第5号

特定事業場の皆様へ『硝酸性窒素等の排水基準が強化されました！』

特定事業場に該当する畜産農家には、「水質汚濁防止法」に基づき排水規制が適用されています。公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域等)へ排水する場合、水質汚濁防止法に基づく排水基準をクリアする必要があります。

☆硝酸性窒素等の暫定排水期間が延長されました。

畜産農業については、一般排水基準(100mg/L)の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として、令和4年6月末まで暫定排水基準(500mg/L)が適用されていました。

今回の排水基準の見直しによって、令和4年7月から令和7年6月末まで一部基準を強化しつつ暫定排水基準の適応期間が延長されます。

特定事業場の皆様は、新しい基準へのご対応をお願いします

R1.7.1~R4.6.30	R4.7.1~R7.6.30
500 mg/L	変更 牛房施設 : 300 mg/L 豚房施設 : 400 mg/L 馬房施設 : 100 mg/L

※硝酸性窒素等とは？

硝酸性窒素等は、人の健康への影響が懸念される有害物質です。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物等が含まれます。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658

電話 : (046)238-9111 ファクシミリ : (046)238-9124

※休日の緊急連絡先(電話)

☎080-3403-0155

☎080-3403-0157



県央家保 HP